

# 給与事務担当者研修会資料

(給与の取扱い一覧)

教職員課調整班学校給与グループ

## 目 次

○産前産後休暇、育児休業取得中の職員の給与取扱い一覧……………	1
○介護休暇取得、育児短時間勤務中の職員の給与の取扱い一覧……………	2
○定年前再任用短時間勤務学校職員等の給与の取扱い一覧……………	3

○産前産後休暇、育児休業取得中の職員の給与の取扱い一覧

項 目	産前産後休暇	育児休業
給料月額	【支給される】	【支給されない】
給料の調整額	【支給されない】 ※特別支援学級を担当し、又は特別の指導を担当する教育職員で、特別支援教育に直接従事するものとならないため。 ※特別支援学校の教育職員については支給される。	
教職調整額	【支給される】	
扶養手当		
管理職手当	【支給される】 ※月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合は支給されない。	
地域手当	【支給される】	
住居手当		
初任給調整手当		
単身赴任手当		
通勤手当	【支給される】 ※月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合は支給されない。	
へき地、準へき地	【支給される】	
産業教育手当	【支給される】 ※月の初日から末日までの間において、引き続き16日以上勤務しなかった場合は支給されない。	
定時制通信制教育手当		
期末手当	【支給される】	
勤勉手当	【支給される】 ※基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した日がない職員を除く。	【支給されない】 ※基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務したことがある職員を除く。 ※育児休業の承認又は申出に係る期間が1ヶ月以下である場合は育児休業の期間は除算しない。
義務教育等教員特別手当	【支給される】	【支給されない】

## ○介護休暇取得、育児短時間勤務中の職員の給与の取扱い一覧

項 目	介護休暇	育児短時間勤務
給料月額	【支給される】 ※その期間の勤務しない1時間につき、学校職員給与 条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を 減額する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間数に応じて算定した額（算出率を乗じる）</li> <li style="text-align: center;"><u>算出率 = 1週間当たりの勤務時間数</u> <u>÷ 38.75（以下同じ）</u></li> </ul>
給料の調整額	【支給されない】	
教職調整額	【支給される】	
扶養手当		
住居手当		
単身赴任手当		【一般の職員と同じ】
管理職手当	【支給される】 ※月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しな かった場合は支給されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間数に応じて算定した額（算出率を乗じる）</li> </ul>
初任給調整手当	【支給される】	
義務教育等教員 特別手当		
通勤手当	【支給される】 ※月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しな いこととなる場合は支給されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通用具：通勤回数10回未満の場合は 1/2の額</li> </ul>
地域手当	【支給される】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間数に応じて算定した額</li> <li>※手当算定基礎額はそれぞれ算出率を乗じたもの</li> </ul>
へき地、準へき地		
産業教育手当	【支給される】	【一般の職員と同じ】
定時制通信制教 育手当	※月の初日から末日までの間において、引き続き16 日以上勤務しなかった場合は支給されない。	
期末手当	【支給される】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当基礎額は一般の職員と同じ</li> <li>・期間率は次式による在職期間による 在職期間 = 6月 - (育児短時間勤務期間 - 育児短時間勤務期間 × 算出率) × 1/2</li> </ul>
勤勉手当	【支給される】 ※期間が90日を超える場合は、超える期間は除算され る。 ※基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した日 がない職員は支給されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤勉手当基礎額は一般の職員と同じ</li> <li>・期間率は次式による勤務期間による 勤務期間 = 6月 - (育児短時間勤務期間 - 育児短時間勤務期間 × 算出率)</li> </ul>
時間外勤務手当	【支給される】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日において、正規の勤務時間と時間外 勤務の時間との合計が7時間45分に達する までの支給割合は100/100</li> <li>※勤務1時間当たりの給与額は一般の職員と同じ</li> </ul>

## ○定年前再任用短時間勤務学校職員等の給与の取扱い一覧

項 目	暫定再任用学校職員		定年前再任用短時間勤務 学校職員																
	常 勤	短時間勤務																	
給料月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料表及び職務の級ごとに 単一の給料月額</li> <li>・ 昇給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間数に応じて算定した額 (左記の額×1週間当たりの勤務時間数÷38.75)</li> <li>・ 昇給なし</li> </ul>																	
給料の調整額	【一般の職員と同じ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間数に応じて 算定した額 (左記の調整額× 1週間当たりの勤務時間数÷ 38.75)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間数に応じて 算定した額 (当該職員用の調 整額×1週間当たりの勤務時 間数÷38.75)</li> </ul>																
教職調整額		【一般の職員と同じ】																	
地域手当		(勤務時間数に応じて算出した給料月額に率を乗じる)																	
通勤手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通用具：通勤回数 10 回未満の場合は 1/2 の額</li> </ul>																	
単身赴任手当		【一般の職員と同じ】																	
宿日直手当		【一般の職員と同じ】																	
時間外勤務手 当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務日において、正規の勤務時間と時間外勤務の時間との合 計が 7 時間 45 分に達するまでの支給割合は 100/100</li> </ul>																	
休日勤務手当		【一般の職員と同じ】																	
夜間勤務手当																			
期末手当		(単位：月)																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">6 月</th> <th style="text-align: center;">1 2月</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">0. 6 7 5</td> <td style="text-align: center;">0. 6 7 5</td> <td style="text-align: center;">1. 3 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">0. 4 7 5</td> <td style="text-align: center;">0. 4 7 5</td> <td style="text-align: center;">0. 9 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1. 1 5 0</td> <td style="text-align: center;">1. 1 5 0</td> <td style="text-align: center;">2. 3 0</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	6 月	1 2月	合計	期末手当	0. 6 7 5	0. 6 7 5	1. 3 5	勤勉手当	0. 4 7 5	0. 4 7 5	0. 9 5	計	1. 1 5 0	1. 1 5 0	2. 3 0
区 分	6 月	1 2月	合計																
期末手当	0. 6 7 5	0. 6 7 5	1. 3 5																
勤勉手当	0. 4 7 5	0. 4 7 5	0. 9 5																
計	1. 1 5 0	1. 1 5 0	2. 3 0																
勤勉手当																			
義務教育等教 員特別手当	【一般の職員と同じ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間数に応じて算定した額 (左記の額×1週間当たりの勤務時間数÷38.75)</li> </ul>																	
産業教育手当		【一般の職員と同じ】																	
定時制通信制 教育手当及び 特殊勤務手当		(勤務時間数に応じて算出した給料月額に率を乗じる)																	
<p>○生活関連手当、人材確保の観点から設けられている手当等は支給しない。</p> <p>※扶養手当、住居手当、初任給調整手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び退職手当</p>																			